

下水道地震対策緊急整備事業

地震対策に取り組む必要性が高い地域において、計画期間 5 年以内の「下水道地震対策緊急整備計画」(計画策定期間は平成 18 年度より 3 年間以内)を策定し、下水道の地震対策を緊急かつ重点的に推進するもの。通常の補助対象に加え、下記の項目が補助対象として追加されている。

- 政令指定都市及び県庁所在都市
- 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域
- 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- 首都圏整備法に規定する既成市街地、近畿圏整備法に基づく既成都市区域並びに名古屋市の区域これに接続して既に市街地を形成している区域
- 地震予知連絡会の定める特定観測地域又は観測強化地域
- 上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域
- 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業
- 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路並びに軌道の下に埋設されている管渠の耐震化事業
- 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積 1ha 以上の防災拠点又は避難地に限る。）に整備するマンホールトイレステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。）
- 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設（敷地面積 2ha 以上の防災拠点及び避難地に限る。）に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定都市、県庁所在都市及び中核市における DID 地域を含む地区にあっては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積 1ha 以上の下水道施設に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

下水道地震対策緊急整備事業の事例（神戸市）

